

茨木市特定建設工事共同企業体事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、茨木市が共同企業体に発注する大規模な建設工事の事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の方式)

第2 共同企業体の方式は、本市が発注する工事の安定的施工を確保するため、工事ごとに結成する特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）とする。

2 特定JVの結成は、制限付き自主結成とする。

3 前項の結成に当たっては、協定書（別に定める書式例に準じて作成されたものに限る。）の作成及び保持を義務付けるものとする。

4 特定JVの施工は、共同施工方式によるものとする。

(対象工事の種類と規模)

第3 次の各号のいずれかに該当する工事は、制限付一般競争入札によって、第2の方式により結成された特定JVに発注することができる。

(1) 設計金額が5億円以上の土木一式工事

(2) 設計金額が5億円以上の建築一式工事

(3) その他特別の事情があり、かつ、円滑な施工を図るため特に技術力を結集する必要があると認められる工事

2 前項第1号及び第2号に掲げる土木一式工事及び建築一式工事とは、「建設業法第2条第1項の別表第1の上欄に掲げる建設工事の内容」（昭和47年3月8日建設省告示第350号）の表及び建設業法の一部を改正する法律の施行及び運用について（昭和47年3月18日建設省計建発第46号）の別表にそれぞれ記載のとおりとする。

(発注工事の公告)

第4 特定JVに工事を発注しようとするときは、発注工事名、工事場所、工事概要、工期、特定JVの方式その他入札に参加するために必要な事項を入札公告例（別記様式）により公告するものとする。

(構成員数及び組合せ)

第5 特定JVの構成員の数は、2社とする。

2 特定JVの構成員の組合せは、市内業者（茨木市内に本社又は本店を有する建設業者をいう。以下同じ。）の受注機会の確保を図るために、市内業者2社とする。

ただし、工事の施工にあたって、市外業者（市内業者以外の建設業者をいう。以下同じ。）の実績と技術力が必要であると認められる場合は、2社のうち1社を市外業者とすることができる。

(出資比率)

第6 特定JVの構成員の最小出資比率は、30パーセントとする。

(特定JVの代表者)

第7 特定JVの代表者となる構成員は、施工能力が大きく、円滑な共同施工の遂行において中心的な役割を担える者であり、かつ、出資比率が構成員中最大の者でなければならない。

2 特定JVの代表者となる構成員は、1社とする。

(特定JV構成員の資格)

第8 特定JVの構成員は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本市の建設工事入札参加有資格業者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果の総合数値が一定の基準に適合していること。
- (3) 特定建設業の許可を有し、かつ、当該許可を有しての営業年数が5年以上であること。
- (4) 発注工事と同種の工事について、元請として施工した実績が一定の数値以上であること。
- (5) 全構成員が対象工事に必要な技術者（監理技術者又は主任技術者をいう。）が専任で配置可能なこと。
- (6) 茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（昭和62年7月1日実施）に基づく指名除外（以下「指名停止等」という。）の期間中でないこと。
- (7) 前各号に掲げる事項のほか、発注工事について必要と認める事項を満たしていること。

(特定JV入札参加資格申請等)

第9 発注工事の入札に参加しようとする特定JVは、所定の期日までに特定建設工事入札参加資格確認申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、各構成員は、2以上の特定JVの構成員となることはできない。

- (1) 特定建設工事共同企業体協定書
- (2) 委任状
- (3) 使用印鑑届
- (4) 構成員全社の直近の経営事項審査結果通知書の写し
- (5) 構成員全社の特定建設業の許可書の写し
- (6) 工事施工実績調書
- (7) 配置予定の監理技術者（主任技術者）の資格等を証する書面
- (8) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による申請があったときは、茨木市工事請負入札審査委員会に諮り、当該入札参加資格の有無について決定し、その結果を前項の申請をした者に通知するものとする。この場合において、入札参加資格を認められなかった者には、その理由を付して通知するものとする。

(入札の無効等)

第10 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

- (1) 入札参加資格申請において、虚偽の申請等を行った者のした入札
- (2) 1回目の入札金額の根拠となった工事費内訳書の提出のない者のした入札
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が当該入札に参加させることが適当でないと認める者のした入札

2 入札参加資格の確認を受けた日から入札日までの間において、指名停止等の措置

を受けている者を含む特定 J V は入札参加資格を喪失する。

(運営委員会編成表の提出)

第11 この要領に基づいて発注した工事（以下「発注工事」という。）の請負契約を締結した特定 J V は、設置した運営委員会編成表を契約締結後速やかに提出するものとする。

(工事評価)

第12 本市における特定 J V の評価は、各構成員の評価とする。

2 評価方法は、次に定めるところによる。

(1) 発注工事の工事成績は、特定 J V 及び各構成員の工事成績とする。

(2) 発注工事の請負実績件数は、各構成員ごとに 1 件とする。

(3) 発注工事の請負実績金額は、特定 J V については工事請負金額とし、各構成員については出資比率に応じて算出した金額とする。

(混合入札)

第13 第 2 の方式による発注工事について、当該工事を確実かつ円滑に施工することができる単体企業（当該発注工事に係る競争入札において、特定 J V の構成員とならない有資格業者をいう。以下同じ。）があると認められる場合は、特定 J V と単体企業とを混合して参加させることができる競争入札（以下、「混合入札」という。）を行うことができる。

2 単体企業は、原則として市内業者に限る。

3 混合入札に参加する単体企業は、当該混合入札に参加する特定 J V の構成員となることはできない。

4 混合入札に参加する単体企業の資格要件は、第 8 の規定に準じて設定するものとし、設定した資格要件は発注工事ごとの公告において明記するものとする。

(その他)

第14 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成25年 1 月22日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年10月 3 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 7 年 9 月 1 日から実施する。